



静岡スカウト運動100年に向けて



1. 地区コミッショナーの任務
2. 指導者の任務
3. 日本連盟コミッショナー方針
4. 県連盟コミッショナー方針
5. 意見交換



1. 地区コミッショナーの任務

- (1) 地区におけるスカウト運動が日本連盟規程集および静岡県連盟規程集に従って展開するように努めること。

そのために地区内の成人指導者に対し助言及び指導を行うこと。



1. 地区コミッショナーの任務

- (2) 地区委員会に対して、スカウト教育に関連することは結果を問わず、自分の責務として引き受けるかわりに、教育面と指導面で他の役務とは比べられない権限をもって対応する。



1. 地区コミッショナーの任務

- (3) 地区コミッショナー権限で管理していることを、副コミッショナーに対して分担させる。

団担当コミッショナーは、地区コミッショナーの分身である。

団担当コミッショナーは地区コミッショナー代理として任務を遂行するための具体的な助言や指導を行う。



1. 地区コミッショナーの任務

- (4) 団の状況を分析し、それぞれの団に対する課題を明確にしたものをコミッショナーグループで共有する。

地区コミッショナー自らが進める、もしくは団担当コミッショナーが進める、または副コミッショナーで分担して進めるのか判断し、団に具体的な助言、指導、援助を行う。



2. 指導者の任務

(1) 団委員長

団委員長の任務は、次の通りとする。

- 団委員会を中心になって運営する。
- Aランクを目指すよう努めること。
- 団と隊をまとめ、その活動に協力すること。



② 各隊の運営や指導

→隊長にその任務や義務をまかせること。

2. 指導者の任務



(2) 隊長（各隊共通）

- 隊内指導者（副長）の協力を得る。
- 隊活動全般を指導する責任を有する。
- 副長（及び副長補）の養成と指導に努める。

- 副長は、
 - 隊長を補佐する。
 - 隊長より分掌を命じられた任務を行う。

2. 指導者の任務



(3) 隊長（ビーバー隊・カブ隊）

- 各指導者に分担した場合もその責任を負う。
 - プログラム会議の開催
 - 隊プログラムの作成
 - 保護者との連絡
 - 家庭内プログラムについての協力
 - 隊の集会と行事の主宰
 - 補助者（デンリーダー、デンコーチ）の指導

2. 指導者の任務



(4) 隊長（ボーイ隊・ベンチャー隊）

① ボーイ隊

- 隊内の訓練、運営→可能な限り班長会議にゆだねる。
- その任務を遂行→班長を訓練する。

② ベンチャー隊

- 隊内の訓練、運営→隊運営会議にゆだねる。
- その任務を遂行→議長と隊運営スタッフ、活動チームチーフ、マネージャーの訓練と援助を行う。

2. 指導者の任務

(5) 隊長（ローバー隊）



② 記述なし

→ローバースカウトは、成人指導者年代と同じになり、入隊時期や隊独自の基準を定めることができる。



2. 指導者の任務



(6) 指導者（各隊共通）

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練、研究会等に積極的に参加するように努めなければならない。



3. 日本連盟コミッショナー方針

2019年度事業スローガン

「活動的で自立したスカウトを育てよう！！」

～日本連盟創立100周年を目指して～

スカウト運動の価値を再認識し、実践する。

1. 班制教育
2. 進歩制度
3. 野外活動
4. 成人の協力
5. 一貫した部門別プログラム



4. 県連盟コミッショナー方針

ちかいとおきての実践を基盤に
「班制教育・進歩制度・野外活動」を実施する。

- 活動の方法は、各隊の「活動の実施」を指標にする。
- カブ隊およびBS隊は、班制教育を実施する。
- ベンチャースカウトは、ボーイ隊の運営を支援する。
- 地区ベンチャー隊又は、複数地区ベンチャー隊を結成する。

- スカウトの進歩は、
スカウトが所属する隊長が責任をもつ。



4. 県連盟コミッショナー方針

ちかいとおきての実践を基盤に
「班制教育・進歩制度・野外活動」を実施する。

- 活動の方法は、各隊の「活動の実施」を指標にする。

ビバースカウトの「活動の実施」 ⇒ 日本連盟教育規程7-14

カブスカウトの「活動の実施」 ⇒ 日本連盟教育規程7-18

ボーイスカウトの「活動の実施」 ⇒ 日本連盟教育規程7-24

ベンチャースカウトの「活動の実施」 ⇒ 日本連盟教育規程7-28



4. 県連盟コミッショナー方針

ちかいとおきての実践を基盤に
「班制教育・進歩制度・野外活動」を実施する。

- カブ隊およびBS隊は、
班制教育を実施する。



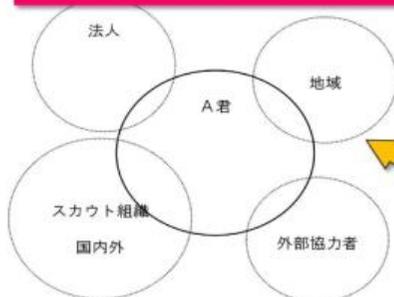
やっぱり、まず「班」ありき (スカウティング誌2009.5月号より)



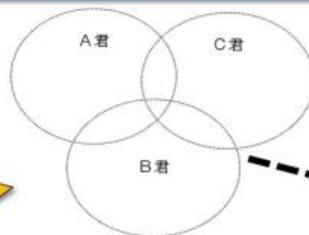
班制度は唯一無二の要素である理由 / チームシステム（小グループによる活動）



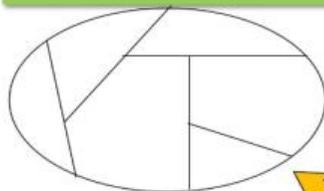
R Sは自ら掲げた課題に対して「外への働きかけ」を行うことを体験する



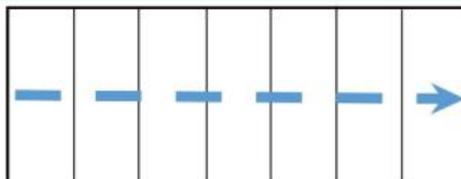
V Sは自ら掲げた課題を「持ち寄り協力」して行うことを体験する



B Sは与えられた課題を「分担しチームワーク」で行うことを体験する



C Sは与えられた課題を「一緒に協同」して行うことを体験する



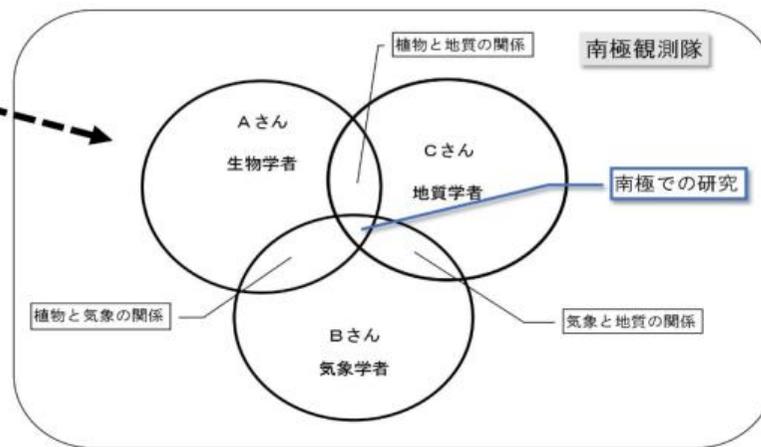
B V Sは一つ一つのプログラムを一緒に体験する。



※段階的に個としての自立することを実践する

パトロールシステムは、スカウト訓練が他のあらゆる組織の訓練とは異なる唯一の、そして不可欠な特徴である。

(Aid to Scoutmastership / 隊長の手引き新訳版より)



南極観測隊は南極での研究或いは生活、極端に言えば「南極に行く」という部分だけで結びついているだけである。しかし、図のように重なり合う部分での協力（プロジェクト）を持っている。ベンチャーで言うところの「グループプロジェクト」の結びつきにたとえることができる。

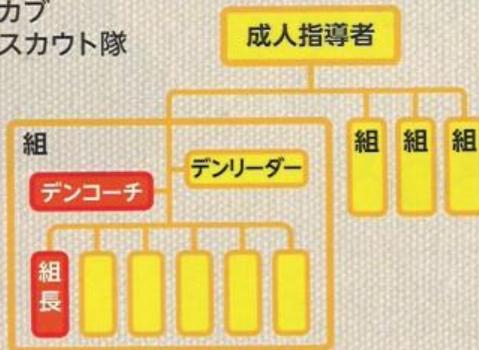
各隊の構成と主なジュニアリーダー

■ ビーバー
スカウト隊

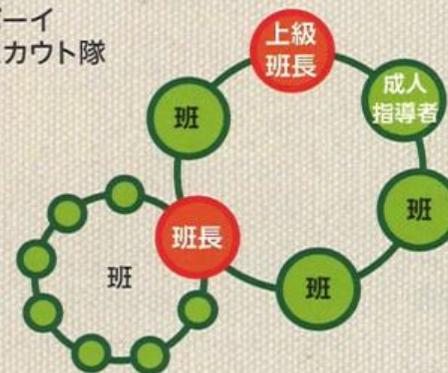


年代の特性を考慮し、ジュニアリーダーは置かない

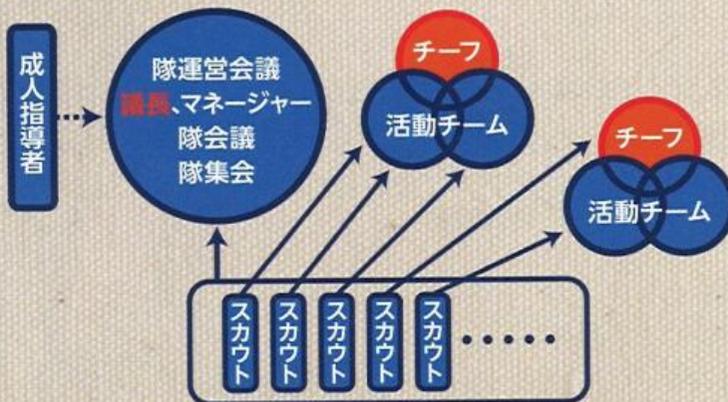
■ カブ
スカウト隊



■ ボーイ
スカウト隊



■ ベンチャー
スカウト隊



■ ローバースカウト隊

●
隊ごとに憲章を定める。





— 班制教育について（ふりかえり） —

班長に対して、その「任務が何であるか」を説明していたのか。

任務を全うするための「方法」を教えていたか。

班長がすべきことを奪ってしまっていないか。



ビーバー合同活動

合同リーダー会議

隊長は当番制



年に1～3回程度の合同活動



A隊



B隊



C隊





カブ合同隊活動

年に1～3回程度の合同隊活動

隊長は
当番制

合同リーダー会議



合同隊活動
の前か後

合同組長集会



A隊（組集会）

デリダー
デノチ
集会



B隊（組集会）

デリダー
デノチ
集会



C隊（組集会）

デリダー
デノチ
集会





ボーイ合同隊活動

年に1～3回程度の合同隊活動

隊長は
当番制

合同リーダー会議



合同班長会議・訓練

VS
各隊
上班



A隊

VS

上班 隊付



↓ 班会議・集会



B隊

VS

上班 隊付



↓ 班会議・集会



C隊

VS

上班 隊付



↓ 班会議・集会



4. 県連盟コミッショナー方針

ちかいとおきての実践を基盤に
「班制教育・進歩制度・野外活動」を実施する。

- ベンチャースカウトは、
ボーイ隊の運営を支援する。





ボーイ隊の組織

隊長

副長

上級班長

隊付

班長

班長

VS年代の
役務

- 隊備品係
- 隊記録係
- 隊書記係
- 隊図書係

ジュニアリーダーが隊の要



4. 県連盟コミッショナー方針

ちかいとおきての実践を基盤に
「班制教育・進歩制度・野外活動」を実施する。

- 地区ベンチャー隊又は、
複数地区ベンチャー隊を結成する。





地区ベンチャー隊 (アドホックコミティー)

年に1~3回程度の合同隊集会
※技能訓練・奉仕活動含む

隊長は
固定
他各隊長
は副長



各隊議長
活動チ
ムチーフ



4. 県連盟コミッショナー方針

- スカウトの進歩は、スカウトが所属する隊長が責任をもつ。



- ハンバーガー屋さんは
ハンバーガー屋さんでないといけない。
- 地域社会の人は同じ制服を着て、
同じ活動をしていると見ている。
- スカウトは、平等に教育を受ける権利がある。
- 指導者は、スカウトの成長を支援する義務がある。

